

3-0045

0227



第六十七號

大正五年七月

日

大正五年七月廿拾日記録係授

領事代理副領事 上村 一



外務大臣男爵齋藤實重ノ敬

為メ、港ノ港費、荷役費等ニ関シ

報告ノ件

前記ノ件ニ関シ、當地港務部ノ調査材料ニ基キ

別紙ノ通り、又ハ報告

尚本件ノ本年一月二十日所發信通ニ準テ合テ五ノ

在オデッサ日本領事館

調査事項ナリ、田答ト相成ルニ付、右可然

中、外分相成リ、又ハ

本信寫送件先
在馬大使

山崎 通 海運 課 66 15.8.17. 寫作 内 刪 除

一、港費

ホーチン港々費荷役費等

費目	課金
一、貨物・計スル重量税	船舶積卸貨物一布分毎に九割ノ重量税ヲ課セラル
	(1) 半金哥。麥類、乾草、葉、肥料各種、粘土（色年粘土等）銅、石灰、石膏、セメント、雪花石膏、普通石材（大理石等除外）、石灰、コークス、原油、セーター油、原油滓、鉛石、鉄屑、普通煉瓦、塩、ササ、黒色金屑片（鉄片類）、氷、大麻、亞麻、梳屑、麥芽、馬鈴薯、豆類、々
	建築用土砂
	(2) 一金哥。種子各種、大麻、亞麻、麻屑、穀類、碾割麥、木材（貴重材ヲ除ク）果核、々、乾燥碾割燕麥（オートミール）
	(3) 二金哥。右二項列舉以外ノ品
	注意
	一、沿海航路ノ小船ニ依ル貨物ニ付テハ
	半金税率ノ三分一トス
	二、シカエト、固有船自用ノ石灰ニ付テハ
	半金税
	三、奥新加工用品、例ハ、塩、硫黄、風袋ノ如キモノニ付テハ
	半金税
	四、穀類ノ輸力ニ付テハ
	半金税

在オデッサ日本領事館

二、船舶税		ソケット船及特別、條約凡國ノ船舶 ニ付シテハ、一噸ニ付、十金哥。
		其他ノ國ノ船舶ニ付シテハ、一噸ニ付、六十金哥。
		注意、
		一、外國航路ノ船舶ハ、一寄港毎ニ課税セラル。
		二、沿海航路ノ船舶若クハ、外國航路ノ定期船タルハ、ソケット船舶ハ、年ニ一回、課税セラル。
		三、備船ハ、一備船期間ニ年一四、二課税セラル。
三、水先室料		オデッサヨリカチヤコフニ近ノ水先室料ハ、登岸噸數一噸ニ付、一哥半。
		入港、出港、繫船室内、一四毎ニ四金哥。繫船ノ場所更室料、四金哥。
		但シ、特別條約ナキ國ノ船舶ニ付シテハ、右料金ノ五割増トス。
四、燈台税		(イ) 最少限税 沿海航路ノソケット、小型船舶ニ付シテハ、登岸噸數一噸ニ付、〇・二五哥ヲ課ス。
		(ロ) 特別税 沿海航路ノソケット、大型船舶及外國航路ノソケット船舶並特別、條約ヲ有スル外國ノ船舶ニ付

在オデッサ日本領事館

五、繫船料		シテハ登録噸數一噸ニ付一金哥。
		(川)一般税。ソレトテ船舶ト特別ノ條約
		ナキ國ノ船舶ニ付シテハ登録
		噸數一噸毎ニ三金哥。
		注意。
		一、特別高級ノ種類ニ屬スル船舶ニ付
		シテハ相當ノ特別税ヲ課セラル
		ニ本税。全一船舶ニ付シテ全一港
		ニ付シテ全一港ヲ限リ課セラル
		徴ス。但シ本料金。二十四時間内ノ
		在オデッサ日本領事館
		陸揚スル積込貨物數量ヲ七千五百布
		トシ當該繫船船舶カ右標準ヲ
		算定シ當該繫船留シ得可キ期間経
		過、時ヲ徴收スルモノトス
六、曳船料		蒸気曳船料
		(イ)五十馬力迄。一時間一馬力ニ付十金哥。
		(ロ)五十馬力以上八十馬力迄
		一時間一馬力ニ付九金哥
		(ハ)八十馬力以上百十馬力迄
		一時間一馬力ニ付七金哥
		(ニ)百十馬力以上、一時間一馬力ニ付
		六金哥
		注意。

最初、一時間、二倍、料金を徴せらる。端数 三分以上、一時間トシテ計算シ三分 以下、三分トシテ計算ス	起重機使 用料	十噸迄 五十噸迄 百噸迄 百噸以上	一時間一噸ニ付 " " " " " "	二十号 四十号 五十号 一留	注意	基沈起シ料 起重機運搬料 材船料一例ニ依ル	一噸ニ付 五十号 五十号	八、給水料	一樽ニ付 六十号四号ノ一 (給水管使用料等)	在オデッサ日本領事館	九、解使用料	解一鉄製) " 二十四時間ニ付 大小ニ依リ 十号以下 二十号迄 四十号以下 十五号迄	十、倉庫使 用料	波止場 沼ヒ一箇所、一カ一留ニ付 倉庫 上屋 土地	一留乃至 七十五号 七十五号乃至 五十号 四十号乃至 二十五号	港内、鉄路ノ便有箇所、一カ一留ニ付 倉庫 上屋	七十五号乃至 五十号 五十号乃至 三十号
---	------------	----------------------------	------------------------------	-------------------------	----	-----------------------------	-----------------	-------	------------------------	------------	--------	--	-------------	------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------	-------------------------

土地	甲子乃至 千五百
土地	甲子乃至 千五百
港内 鐵路ノ便ナキ個所	一ヤカニニ付
倉庫	五十坪乃至 千五百
上屋	四十坪乃至 千五百
土地	千五百乃至 十五坪
注意	
倉庫ニシテ 敷階建タル塔屋	二階ノ使
用新ニ 基キ新金ノ	六割乃至七割五
分	三階ノ 四割乃至五割トス
潜水料金	潜水器使用料
潜水監視料	一時回ニ付 五割
潜水料	一時回ニ付 三割
土投錨料	水先官事由ヲ使用シ 港内ニ於テ投錨
錨千数料	投錨 千 錨也更ヲ去 時々 毎回
	千噸以下ノ船舶ニ付 レテハ 千数料
	十留及小艇使用料 三留ヲ做レ
	千噸以上ノ船舶ニ付 レテハ 登簿
	噸數一噸毎ニ 半坪 小艇使用
	料ニ 登簿噸數 千噸 毎ニ
	一留トス 但シ千噸ノ端數ハ
	之ヲ千噸トシテ算定ス

土地方税	ノボリ、港積卸荷物、計シテ、九七 ノ造量、地方税ヲ課セラル 貨物、一布、乃至、十布、迄	一布、乃至、二布、	一哥、
	ノ千、一布、乃至、一布、迄	一布、乃至、二布、	二ノ哥、
	ノ千、一布、乃至、三布、迄	一布、乃至、二布、	半ノ哥、
	ノ三、一布、乃至、以上	一布、乃至、二布、	ノ三ノ哥、
	注意、 同、常、穀、物、生、産、合、社、(フ、レ、ミ、ボ、ア、ロ、ト、ク、リ、ト、)ノ 貨、物、一、布、乃至、一、本、税、ヲ、課、セ、ス	在、オ、デ、ッ、サ、日、本、領、事、館	
	塩、シ、ン、ケ、イ、ト、一、先、及、 先、一、塩、一、計、シ、テ、一、律、一、布、乃至、二、布、迄、ノ、三、ノ、哥、 ト、ス	ノ、ボ、リ、サ、化、学、塩、ト、エ、ト	

二、通商地方船荷積卸常帳表
 (貨物一布おに計スル常帳)

港名	オデッサ	ノボロネスク	左オドレーヤ	マリウポリ
貨物類	オデッサ ノボロネスク ヘルソン		セウアストーポリ	タカゴロウ ロストフ・ナ・ドン
一汽車多船へ	差哥			
手ニテ	一・八	一・五五	一・七五	一・六八
車ニテ		〇・八五		一・八三
二、三汽車多倉庫へ				
三、倉庫多汽車へ	一・五五 一・五五	一・四〇	一・四五	一・三〇
四、倉庫多船へ	一・五三	一・三六	一・三六	一・三九
車ニテ	一・七〇		一・八〇	一・八七
手ニテ				
五、倉庫多改止場へ	一・四〇		一・一五	一・一五
六、改止場多船へ				
手ニテ	一・五三			一・三五
車ニテ			一・四〇	一・一〇
七、船多船へ				
手ニテ	二・一〇			
八、船多陸岸へ				
手ニテ		一・一五	一・一五	一・一五
九、倉庫多		二・一五		一・五三
十、倉庫多		一・一〇	一・一五	
十一、倉庫多				一・三五
十二、倉庫多				
十三、倉庫多				
十四、倉庫多				
十五、倉庫多				
十六、倉庫多				
十七、倉庫多				
十八、倉庫多				
十九、倉庫多				
二十、倉庫多				
二十一、倉庫多				
二十二、倉庫多				
二十三、倉庫多				
二十四、倉庫多				
二十五、倉庫多				
二十六、倉庫多				
二十七、倉庫多				
二十八、倉庫多				
二十九、倉庫多				
三十、倉庫多				

在オデッサ日本領事館

三、オランダ港經由輸出入貨物諸概（一九二四年平均税率）
 (1) 輸入部（貨物一布おき計）諸概（単位可）

貨物名	オランダ	オランダ	オランダ	ハリコフ	ハリコフ	バツムート
品目	胡椒	石灰	シート	雜貨	化學製品	農用器具
鐵道運賃	0.6	0.4	1.0	1.37.40	1.5.80	2.4.20
其他鐵道諸概	—	—	3.52	5.08	4.93	3.76
右鐵道諸概計	0.6	0.4	4.52	1.42.48	1.20.73	2.7.96
汽車積下賃	1.55	1.45	1.94	1.78	1.78	2.37
倉敷料	1.50	0.37	1.50	3.00	3.00	1.54
十五日分	—	—	—	—	—	—
船積下賃	1.41	1.05	1.10	1.02	1.02	1.42
右雜費計	4.46	2.87	4.52	5.60	5.60	5.29

在オランダ日本領事館

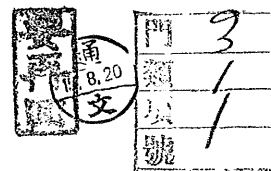
港費	地方税	諸概計
1.14	0.50	6.70
0.14	0.50	3.93
2.14	0.50	1.1.69
2.14	0.50	1.5.92
2.14	0.50	1.9.17
2.14	0.50	3.5.89

(1) 輸入部（貨物一布おき計）諸概（単位可）

貨物名	オランダ	オランダ	オランダ	オランダ	オランダ
品目	胡椒	油槽	大麻	皮革	煙草
鐵道運賃	1.11	4.20	3.40	5.60	7.60
其他鐵道諸概	3.09	2.79	4.18	4.40	5.05
右鐵道諸概計	1.41	6.99	3.68	6.24	1.3.15
汽車積下賃	1.00	1.50	1.11	1.11	1.11

倉敷新 十五日分	〇・三七	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五
船積料	三・六一	三・〇〇	二・四七	二・四七	二・四七	二・〇九
右雜費計	三・九八	四・〇七	四・四〇	四・四〇	四・四〇	三・八五
港費	〇・四	〇・四	一・四	一・四	一・四	一・四
地方税	—	—	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
其他税	二・〇	二・五	—	—	—	—
諸機計	二・〇四	一・四一五	四七・二	五九・八	五〇・〇九	一〇・五九

在オランダ日本領事館



文書課長 文書課 長 文書課

公 信 案

昭和十一年八月十八日 86

(甲 號 用 紙)

文書課發送

入 局 日

淨書

正校(原稿)

(淨書)

小 室

主 任 通商局長了

通商局長了 (起草 大正十一年八月十八日)

附 屬 書

通商局長了 第二三六四號

大 正

昭和十一年八月十八日

附 屬 書

通

受信 逕信省波多野管航局長代理
人名 神戸市 海運集會所

受信 逕信省波多野管航局長代理
人名 通商局

件 名

「オデッサ」港ノ港費若役費等
ニ関シ報告ノ件

名 込 綴

オデッサ

公 信 案

外 務 省

(乙 號 用 紙) 國 納

本件ニ關シ今般在「オデッサ」上村銀事代理

ヨリ別紙寫ノ通 報告 有之條ニ付爲御參考

右茲ニ及御送付候也

(別紙大正十一年七月七日附在 オデッサ

來 信
來 電

第七七 號寫並同附屬 寫作成ノ上 添付ノ事

外 務 省

3-0045

0238

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp